

昭和二十七年九月三十一日以前に給与事由の生じた旧財團法人私學恩給財團の年金の特別措置に関する法律案
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案 内閣委員会に付託

石油資源開発株式会社法案 石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案

建設委員会に付託 同日委員長から左の報告書を提出した。
同日委員長から左の報告書を提出した。

法務省設置法の一部を改正する法律案可決報告書
文部省設置法の一部を改正する法律案可決報告書
厚生省設置法の一部を改正する法律案可決報告書
郵政省設置法の一部を改正する法律案可決報告書
案可決報告書

地方公債企画法の一部を改正する法律案可決報告書
日本住宅公團法案可決報告書
住宅融資保険法案可決報告書
去る五月十八日河井議長からオーストリア國上院議長宛同國國家條約成立に際し、祝電を發送したのに対し、去る五月二十一日附同國上院議長ハンス・リーマー氏から河井議長宛、次の感謝状を受領した。

拝啓

私の名及びオーストリア共和国の名において、貴議長に対し、貴下が私に電報をもつて伝達せられた好意ある御祝辞に対し、感謝いたします。

私は、オーストリア國家條約の最終的締結とともにわが國のみでなく、國際關係にとつてもよき転機が現われたと考えます。

わが國民と日本國民とは、諸国民の理解並びに平和のため努力の中に、結ばれるであります。

貴議長に対し重ねて好意ある御祝辞に感謝申上げます。

敬具

○議長(河井彌八君) これより本日の会議を開きます。

日程第一、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。
まず委員長の報告を求めます。法務委員長成瀬崎治君。

〔審査報告書は都合により追録に付〕

〔掲載〕

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十年六月二十一日

衆議院議長 河井彌八殿

参議院議長 沢谷 秀次

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のよう
に改正する。

第一条中「二万五百一十六人」を「一
万九千八百四十六人」に改める。

附 則

2 改正後の裁判所職員定員法第二
条の定員をこえる員数の職員は、
昭和三十年九月三十日までの間
は、定員の外に置くことができ
る。

理を行うことができるよう配慮いたしております。

委員会におきましては、羽仁委員より、本法に関連して最高裁判所事務局に対し、裁判所職員に対する政治的立場及び思想上の差別問題、行政犯または取締法違反事件についての納得する裁判の問題及び司法修習生の採用についての思想調査等の問題について質疑があり、当局より、それぞれ答弁がなされました。その詳細は会議録によつて御了承願いたと存じます。

討論におきましては別に発言はありませんでした。

かくて討論終結の上、採決いたしましたところ、多数をもつて可決すべきものと決定いたした次第であります。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本案は、全会一致をもつて可決せられました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

項を加え、神戸入国管理事務所大阪

港出張所の項、神戸入国管理事務所
下津港出張所の項及び神戸入国管理

事務所舞鶴港出張所の項を削る。

い範囲内において政令で定める日から施行する。

ました文部省設置法の一部を改正する法律案外四件の法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、文部省設置法の一部を改正する法律案について申し上げますと、

本法律案は、最近オランダ、ビルマ、その他東南アジア諸国との賠償折衝の進展に伴い、文部省においても、これらに関連する事務が増加する傾向にある。

りまして、これらの事務は、将来関係各国との賠償協定の締結に伴い、さらばに一そぞ増加するものと予想せられ、また賠償関係事務のほか、各国との国際文の正常化に伴いまして、各般の国際

協力関係事務も増加しつつあります

で、文部省において賠償及び国際協力

に關する事務を所管することを明らか

新編 金瓶梅

にに関する事務を処理せしめんとするが

卷之三

のあります

内閣委員会は、前後三回にわたり、

本法律案について審議をいたしました

が、その審議によつて明らかになつた

卷之三

昭和二十年七月六日
文部省訓説法の一部を改正

この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表九の改正規定は、公布の日から起算して一年をこえな
内閣委員会は、前後三回にわたり、本法律案について審議をいたしましたが、その審議によつて明らかになつたな

福岡入国管理事務所	所長崎港出張所
所佐原港出張事務	所佐世保港出張所
福岡入国管理事務所	長崎市
所佐原港出張所	佐世保市

附
則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表九の改正規定は、公布の日から起算して一年をこえな
内閣委員会は、前後三回にわたり、本法律案について審議をいたしましたが、その審議によつて明らかになつたな

点を申し上げますと、本法律案のため
に、予算及び人員の増減は全くないこ
と、文部省の所掌事務に關係のある賠
償に関する事務は、調査局の国際文化
課において、また国際協力に関する事
務は、その内容に応じて各局でそれぞ
れ処理せしめる方針であること、文部
省の所掌事務に關係のある賠償は、現
物賠償としては教育関係の機械、器具
等の提供、また役務賠償としては技術
の提供、留学生の受け入れ等が予想せ
られること等であります。

昨日の委員会におきましては、質疑
を終結し、動議により、討論を省略し
て、直ちに本法律案について採決いた
しましたところ、全会一致をもつて原
案通り可決すべきものと認決せられた
次第であります。

次に、郵政省設置法の一部を改正す
る法律案について申し上げます。

本法律案の改正の要旨を申し上げま
すと、さきに日本国とビルマ連邦との
間の賠償及び経済協力に関する協定が
成立して以来、この協定の実施に伴う
関連事務が具体化して参り、また近い
将来においてその他の国々とも賠償等
の協定が成立した場合は、これに伴う
関連事務も生じてくるものと認めら
れ、また最近東南アジア諸国に対する

諸種の集団的技術援助活動が活発化し、また個々の国からの技術援助の要請も少くない実情でありますので、本法律案につきましては、郵政省の権限としてその所掌事務にかかる賠償及び国際協力に関する事務を行ふことを加え、これらの事務のとりまとめを大臣官房の所掌事務として加えんとするものであります。

取得に関する認可を与え、届出を受理する権限が水産庁設置法上不明確でありますので、あわせて水産庁設置法を改正すること等であります。

内閣委員会は、前後二回にわたり本法律案の審議をいたしましたが、その審議の結果、「明らかになつた点を申し

上げますと、その第一点は、本法律案の施行に伴う予算及び人員の増減はな

いこと。その第二点は、賃借及び国際協力に関する事務は、従来官房総務課で処理しておったが、これらの事務の

(号) 外
重要性にかんがみ、參事官が中心となつてこれら的事務を一元的に處理する二点としたこと。その第三点は、米

価査議会は、もと、物價庁に設けられておりまして、当時物價局長官が委員の

官 任命を行うこととなつておつたのであります。が、物価局が廃止せられ、食糧二十六面委員会は、もう二十三年

方には米倉審議会が開かれることがあります。食糧斤長官が委員の任命を行うこととなつて今日に至つております。

他の審議会におきましては、その委員の任命が所管大臣によって行われておりますので、この際、委員の任命を農林大臣とすることと改めたこと等あります。

その他ビルマ、フィリピンとの賠償及び国際協力に関する農林省関係の事

務の処理の現状、食糧管理制度に関する政府の方針、農村建設青年隊等の問題につきましても質疑応答がございましたが、その詳細は、委員会会議録に譲ることを御了承願いたいと思います。

昨日の委員会におきましては、質疑も終結いたしましたので、動議により、討論を省略して、直ちに本法律案について採決いたしましたところ、全会一致をもって原案通り可決すべきことと譲渡せられた次第であります。

次に、厚生省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず、本法律案の改正の要点を申し上げますると、その第一点は、国立栄養研究所の所掌事務を拡充して、食品の災害効果について委託試験を行い得ることとするための根柢規定を設けんとするものであります。その第二点は、昭和二十六年以來、特別措置として、国立療養所に看護婦の養成所を事實上設け、看護婦及び准看護婦の養成を行い、現在に至っておりますが、別段の支障が認められませんので、この際、これを法律上明確にせんとするものであります。その第三点は、海外からの引き揚げが終末に近づきつつある現況と、旧陸海軍の復員に関する事務

が次第に縮減して参りました現況にかんがみ、捜護所及び舞鶴地方復員部の独立の機關として存置する必要がないと認められるに至りましたので、これを廃止せんとするものであります。その第四点は、厚生省における賠償及び国際協力に関する事務が加わるに伴いまして、厚生省の権限に若干の調整を行わんとするものであります。

内閣委員会は、前後二回にわたり本法律案の審議をいたしましたが、その審議の結果明らかになつた点を申し上げますと、本法律案の施行に伴う予算及び定員の増減はないこと、国立病院

る」ということがあります。このほか、本法律案の審議に関連して、結核患者の現状とこれに対する政府の対策、黄変米の処理、その他環境衛生の問題等につきましても質疑応答がありました。が、その詳細は委員会の会議録に譲ることを御了承願いたいと存じます。

昨日の委員会におきましては、質疑も終結し、動議により討論を省略して、直ちに本法律案について採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと認決せられました。

次に、法務省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

政府は、本法律案の提案理由と一

備せんとするものである」と述べておられます。

まず、本法律案の改正の要点を申上げますと、その第一点は、川崎入国者収容所の新設に関するものであります。現在入国者収容所は、大村と横浜の二ヵ所にありますて、横浜入国者収容所には主として歐米人の法令違反者を収容いたしているのであります。この横浜入国者収容所は、その設備がはなはだしく貧弱、かつ不完全であつたため、この際、羽田空港と横浜港との間に位し、しかも交通至便な川崎市に収容所を新設し、主として歐米のための適切な収容所とせんとするものであります。その第二点は、大阪入国管理事務所の新設に関するものであります。入国管理局の出先機関である

備せんとするものである」と述べておられます。

まず、本法律案の改正の要点を申上げますと、その第一点は、川崎入国者収容所の新設に関するものであります。現在入国者収容所は、大村と横浜の二カ所にあります。横浜入国者収容所には主として歐米人の法令違反者を収容いたしているのであります。この横浜入国者収容所は、その設備ははなはだしく貧弱、かつ不完全であります。そのため、この際、羽田空港と横浜港との間に位し、しかも交通至便な川崎市に取容所を新設し、主として歐米人のための適切な収容所とせんとするものであります。その第二点は、大阪入国管理事務所の新設に関するものであります。入国管理局の出先機関であります。入国管理事務所は現在全国に十二あります。現在の神戸入国管理事務所は、その事務量において他の管理事務所をはるかに越え、また地理的にも多くの場所が片寄つておりますが、他方におきましては、現在大阪には神戸入国管理事務所の出張所が設けられていてのみで、独立の入国管理事務所は設はられておらず、業務の遂行に種々不便を来たしている実情でありますので、この際、新たに大阪に入国管理事務所

を新設し、神戸入国管理事務所の事務の一部をこれに移管せんとするものであります。その他、本法律案におきましては、大村入国管理事務所の管轄区域を福岡入国管理事務所の管轄区域に変更し、また前に申し述べました入国管理事務所の新設、または廢止に伴う各出張所の所属変更と業務の繁雑に伴う出張所の整備に関する改正がなされております。

内閣委員会は、前後三回にわたり本法律案の審議をいたしましたが、その

審議の結果、明らかになった点を申しますと、その第一点は、本法律案

が成立した場合に要する経費として

は、本年度予算に川崎入国者収容所の

千円が計上されておりまして、この厅

舎は三期計画で工事が進められ、本年

度の予算はその第一期分の工事費であ

ることであります。その第二点

は、入国者収容所は全国に二ヵ所ありまして、その一つの大村入国者収容所

が韓国人等、東洋人の収容を主眼とし

ておるのに対し、他の一つの横浜入国

者収容所は欧米人の収容を主眼とする

建前で設置されたのであります。その

収容所の立地条件等が欧米人を収容

するに不十分であるため、現在入国管

理法令を厳格に実施することができず、やむを得ず行政上の便宜を講じてあります。御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もな

ります。法務当局としては、今回横浜

の收容所を廢止し、川崎に收容所を新

設する機会に收容設備を完備して、入

国管理行政に遺憾のない運営を期待し

ております。法務案に伴う人員の増加は全

くなく、新設の川崎入国者收容所の職

員の定員としては、現在の横浜入国者

收容所の職員六十三名がそのまま移さ

れて業務に当たることでありますまし

て、また川崎入国者收容所の収容能力

はさあたり五十名であつて、全工事

が完成した場合には百五十名ないし二

百名の収容能力があるとのことであり

ます。以上のはか、本法律案の審議に

関連して、大村入国者收容所の現状、

不法入国韓国人の送還、ソ連よりの入

國者の取扱い、韓国人脱犯者の処遇等

の問題につきまして質疑応答がありま

したが、その詳細は委員会会議録に譲

ることを御了承願いたいと存じます。

内閣委員会は、前後二回にわたり本

法律案について採決いたしましたとこ

ろ、全会一致をもって原案通り可決す

べきものと議決せられました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もな

ります。五案全部を問題に供します。五

案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認め

ます。よつて五案は全会一致をもって

可決せられました。

(内閣提出)を議題といたします。

○議長(河井彌八君) 日程第七、地方

公営企業法の一部を改正する法律案

(内閣提出)を議題といたします。

〔審査報告書は都合により追録に

掲載〕

<div data-bbox="107 2398 420

ことができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかつたものについては、管理者は、当該地方公共団体の長の承認を得て、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。

3 前二項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

第三十二条を次のように改める。

(剩余金) (欠損の処理)

第三十二条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめ、なお残額があるときは、政令で定めるところにより、その残額の二十分の一を下らない金額を減債積立金又は利益積立金として積み立てなければならぬ。

第三十二条の二 地方公営企業は、毎事業年度欠損を生じた場合において前事業年度から繰り越した利益があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめ、なお不足があるときは、政令で定めるところにより、これを繰り越すものとする。

第四十条に次の二項を加える。

6 前項の資本剩余金は、政令で定める場合を除くほか、处分することができない。

第三十二条の次に次の二項を加える。

(附則)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の第三十二条の規定は、昭和三十年度の決算から適用する。この場合においては、昭和二十九年度以前において改訂前の第

三十二条第一項の規定により積み

立した利益準備金は、政令で定めるとところにより、改訂後の第三十

二条第一項に規定する減債積立金をもつて、当該地方公営企業に係る地方自治法第二百四十四条第一

項の規定による普通地方公共団体の長の行う公表とみなす。

第四十条の次に次の二項を加え

る。

○小笠原二三男君登壇、拍手

（助言等）

第四十条の二 内閣総理大臣は、地

方公営企業が第三条に規定する基

本原則に合致して経営されるよう

に、地方公営企業を経営する地方

公共団体に対し、助言し、又は勧告

することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の助言又

は勧告を行うため必要がある場合

においては、地方公営企業を經營する地方公共団体に対し、政令で

定めるところにより、当該地方公

営企業の経営に関する事項につい

て報告を求めることができる。

（附則）

1 この法律は、公布の日から施行

する。

2 改正後の第三十二条の規定は、

昭和三十年度の決算から適用す

る。この場合においては、昭和二

十九年度以前において改訂前の第

三十二条第一項の規定により積み

立した利益準備金は、政令で定め

るとところにより、改訂後の第三十

二条第一項に規定する減債積立金

をもつて、当該地方公営企業に係

る地方自治法第二百四十四条第一

項の規定による普通地方公共団体

の長の行う公表とみなす。

第四十条の次に次の二項を加え

る。

○小笠原二三男君登壇、拍手

（助言等）

第四十条の二 内閣総理大臣は、地

方公営企業が第三条に規定する基

本原則に合致して経営されるよう

に、地方公営企業を経営する地方

公共団体に対し、助言し、又は勧告

することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の助言又

は勧告を行うため必要がある場合

においては、地方公営企業を經營する地方公共団体に対し、政令で

定めるところにより、当該地方公

営企業の経営に関する事項につい

て報告を求めることができる。

（附則）

1 この法律は、公布の日から施行

する。

2 改正後の第三十二条の規定は、

昭和三十年度の決算から適用す

る。この場合においては、昭和二

十九年度以前において改訂前の第

三十二条第一項の規定により積み

立した利益準備金は、政令で定め

るとところにより、改訂後の第三十

二条第一項に規定する減債積立金

をもつて、当該地方公営企業に係

る地方自治法第二百四十四条第一

項の規定による普通地方公共団体

の長の行う公表とみなす。

第四十条の次に次の二項を加え

る。

○小笠原二三男君登壇、拍手

（助言等）

第四十条の二 内閣総理大臣は、地

方公営企業が第三条に規定する基

本原則に合致して経営されるよう

に、地方公営企業を経営する地方

公共団体に対し、助言し、又は勧告

することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の助言又

は勧告を行うため必要がある場合

においては、地方公営企業を經營する地方公共団体に対し、政令で

定めるところにより、当該地方公

営企業の経営に関する事項につい

て報告を求めることができる。

（附則）

1 この法律は、公布の日から施行

する。

2 改正後の第三十二条の規定は、

昭和三十年度の決算から適用す

る。この場合においては、昭和二

十九年度以前において改訂前の第

三十二条第一項の規定により積み

立した利益準備金は、政令で定め

るとところにより、改訂後の第三十

二条第一項に規定する減債積立金

をもつて、当該地方公営企業に係

る地方自治法第二百四十四条第一

項の規定による普通地方公共団体

の長の行う公表とみなす。

第四十条の次に次の二項を加え

る。

○小笠原二三男君登壇、拍手

（助言等）

第四十条の二 内閣総理大臣は、地

方公営企業が第三条に規定する基

本原則に合致して経営されるよう

に、地方公営企業を経営する地方

公共団体に対し、助言し、又は勧告

することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の助言又

は勧告を行うため必要がある場合

においては、地方公営企業を經營する地方公共団体に対し、政令で

定めるところにより、当該地方公

営企業の経営に関する事項につい

て報告を求めることができる。

（附則）

1 この法律は、公布の日から施行

する。

2 改正後の第三十二条の規定は、

昭和三十年度の決算から適用す

る。この場合においては、昭和二

十九年度以前において改訂前の第

三十二条第一項の規定により積み

立した利益準備金は、政令で定め

るとところにより、改訂後の第三十

二条第一項に規定する減債積立金

をもつて、当該地方公営企業に係

る地方自治法第二百四十四条第一

項の規定による普通地方公共団体

の長の行う公表とみなす。

第四十条の次に次の二項を加える。

○小笠原二三男君登壇、拍手

（助言等）

第四十条の二 内閣総理大臣は、地

方公営企業が第三条に規定する基

本原則に合致して経営されるよう

に、地方公営企業を経営する地方

公共団体に対し、助言し、又は勧告

することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の助言又

は勧告を行うため必要がある場合

においては、地方公営企業を經營する地方公共団体に対し、政令で

定めるところにより、当該地方公

営企業の経営に関する事項につい

て報告を求めることができる。

（附則）

1 この法律は、公布の日から施行

する。

2 改正後の第三十二条の規定は、

昭和三十年度の決算から適用す

る。この場合においては、昭和二

十九年度以前において改訂前の第

三十二条第一項の規定により積み

立した利益準備金は、政令で定め

るとところにより、改訂後の第三十

二条第一項に規定する減債積立金

をもつて、当該地方公営企業に係

る地方自治法第二百四十四条第一

項の規定による普通地方公共団体

の長の行う公表とみなす。

第四十条の次に次の二項を加える。

○小笠原二三男君登壇、拍手

（助言等）

第四十条の二 内閣総理大臣は、地

方公営企業が第三条に規定する基

本原則に合致して経営されるよう

に、地方公営企業を経営する地方

公共団体に対し、助言し、又は勧告

することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の助言又

は勧告を行うため必要がある場合

においては、地方公営企業を經營する地方公共団体に対し、政令で

定めるところにより、当該地方公

営企業の経営に関する事項につい

て報告を求めることができる。

（附則）

1 この法律は、公布の日から施行

する。

2 改正後の第三十二条の規定は、

昭和三十年度の決算から適用す

る。この場合においては、昭和二

十九年度以前において改訂前の第

三十二条第一項の規定により積み

立した利益準備金は、政令で定め

るとところにより、改訂後の第三十

二条第一項に規定する減債積立金

をもつて、当該地方公営企業に係

る地方自治法第二百四十四条第一

項の規定による普通地方公共団体

の長の行う公表とみなす。

第四十条の次に次の二項を加える。

○小笠原二三男君登壇、拍手

（助言等）

第四十条の二 内閣総理大臣は、地

方公営企業が第三条に規定する基

本原則に合致して経営されるよう

に、地方公営企業を経営する地方

公共団体に対し、助言し、又は勧告

することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の助言又

は勧告を行うため必要がある場合

においては、地方公営企業を經營する地方公共団体に対し、政令で

定めるところにより、当該地方公

営企業の経営に関する事項につい

て報告を求めることができる。

（附則）

1 この法律は、公布の日から施行

する。

2 改正後の第三十二条の規定は、

昭和三十年度の決算から適用す

る。この場合においては、昭和二

十九年度以前において改訂前の第

三十二条第一項の規定により積み

立した利益準備金は、政令で定め

るとところにより、改訂後の第三十

二条第一項に規定する減債積立金

をもつて、当該地方公営企業に係

る地方自治法第二百四十四条第一

項の規定による普通地方公共団体

の長の行う公表とみなす。

第四十条の次に次の二項を加える。

○小笠原二三男君登壇、拍手

（助言等）

<p

会社等に委任する範囲についてはその限度を守り、総理大臣の助言、勧告、報告の規定の運用については不適に地方自治に干渉することのないよう等の要請をして本法案に賛成する旨の発言があり、森下委員からは、日本社会党第二控室を代表して、中田委員と同意見であるとして賛成意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法案は、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河井彌八君) 賛成起立と認めます。よって本案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(河井彌八君) 日程第八、日本住宅公团法案

以上、両案を一括して議題とする」といふて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。

建設委員長石川榮一君。

〔審査報告書は都合により追録にめます。まず委員長の報告を求めます。〕

〔審査報告書は都合により追録にめます。まず委員長の報告を求めます。〕

第六章 財務及び会計(第四十四)

条一第五十五条)

第七章 監督(第五十六条・第五十七条)

第八章 惩罰(第五十八条・第六十一条)

第九章 記則(第六十二条・第六十四条)

十一条)

十二条)

十三条)

十四条)

十五条)

十六条)

十七条)

十八条)

十九条)

二十条)

二十三条)

二十五条)

二十六条)

二十七条)

二十八条)

二十九条)

三十条)

三十二条)

三十三条)

三十四条)

三十五条)

三十六条)

(資本金)

第四条 公團の資本金は、六十億円と公團の設立に際し地方公共団体が出資する額の合計額とする。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資本金及び資産に関する事項

五 管理委員会及びその委員に関する事項

六 役員に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

八 住宅債券の発行に関する事項

九 会計に関する事項

十 公告に関する事項

十一 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(登記)

第六条 公團は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

7 前項に規定する登記所において、登記した事項は、登記所において、逓拂なく、公告しなければならない。

8 登記した事項は、登記所において、逓拂なく、公告しなければならない。

(定款)

第五条 公團は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

6 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対する抗することはできない。

3 登記した事項は、登記所において、逓拂なく、公告しなければならない。

(解散)

第七条 公団の解散に関する事項

は、次項に定めるものを除くは

か、別に法律で定める。

2 公団が解散した場合において残

余財産があるときは、これを公

團に出资した者に対し、出資の額に

応じて分配しなければならない。

(名称使用の制限)

第八条 公團でない者は、日本住宅

公團といふ名称又はこれに類似す

る名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第九条 民法(明治二十九年法律第

八十九号)第四十四条、第五十条

及び第五十四条の規定は、公團に

準用する。

官 (号) 外

第二章 管理委員会

(設置)

第十一条 公團に、管理委員会(以下

本章において「委員会」といふ。)を

置く。

(権限)

(委員の任期)

(委員の選任)

(委員の解任)

(委員の欠格条項)

(委員の欠格条項)

(委員の欠格条項)

(委員の欠格条項)

(委員の欠格条項)

第十二条 次に掲げる事項は、委員

会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 予算、事業計画及び資金計画

三 決算

(組織)

第十二条 委員会は、委員五人及び

公團の総裁をもつて組織する。

2 委員会に委員長一人を置き、委

員の互選により選任する。

3 委員長は、委員会の会務を統理

する。

4 委員会は、あらかじめ、委員の

うちから、委員長に事故がある場

合にその職務を代理する者を定め

ておかなければならぬ。

(委員の任命)

第十三条 委員は、建設大臣が任命

する。この場合においては、委員

のうち二人は、公團に出資した地

方公共団体の長が共同推薦した者

のうちから任命しなければならぬ。

い。

四 前号に掲げる事業者の団体の

役員(いかなる名称によるかを

問わず、これと同等以上の職權

又は支配力を有する者を含む。)

五 公團の役員又は職員

(委員の解任)

第十四条 委員の任期は、二年とす

る。ただし、補欠の委員の任期

は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができ

る。

(委員の欠格条項)

第十五条 次の各号の一に該当する

者は、委員となることができな

い。

一 心身の故障のため職務の執行

に堪えないと認められるとき。

員(人事院が指定する非常勤の

者を除く。)又は地方公共団体の

議会の議員

二 政党的役員

3 物品の製造若しくは販売若し

くは工事の請負を業とする者で

あつて公團と取引上密接な利害

関係を有するもの又はこれらの

ものが法人であるときはその役

員(いかなる名称によるかを同

わず、これと同等以上の職權又

は支配力を有する者を含む。)

四 前号に掲げる事業者の団体の

役員(いかなる名称によるかを

問わず、これと同等以上の職權

又は支配力を有する者を含む。)

五 公團の役員又は職員

(委員の任期)

第十六条 建設大臣は、委員が前条

各号の一に該当するに至つたとき

は、その委員を解任しなければな

らない。

2 建設大臣は、委員が次の各号の

一に該当するとき、その他委員た

るに適しないと認めるときは、そ

の委員を解任ることができる。

三 第二章 役員及び監事

(役員)

第十七条 役員の任期は、四年とす

る。ただし、補欠の役員の任期

は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができ

る。

(役員の任期)

第十八条 公團に、役員として、總

裁一人、副總裁一人、理事五人以

上及び監事三人以上を置く。

二 職務上の義務違反があると

き。

(委員の報酬)

第十九条 委員は、報酬を受けな

い。ただし、旅費その他職務の遂

行に伴う実費を受けるものとす

る。

(議決の方法)

第二十条 委員会は、委員長又は第

十二条第四項に規定する委員長を

代理する者のほか、委員及び總裁

のうち二人以上が出席しなけれ

ば、会議を開き、議決をすること

ができる。

2 委員会の議事は、出席者の過半

数をもつて決する。可否同数のと

きは、委員長が決する。

3 委員会は、公團の役員又は職員

をその会議に出席させて、必要な

説明を求めることができる。

4 監事は、公團の業務を監査す

る。

(役員の任命)

第二十一条 総裁は、公團を代表

し、その業務を統理する。

2 副總裁は、定款の定めるところ

により、公團を代表し、總裁を補

佐して公團の業務を掌理し、總裁

に事故があるときはその職務を代

理し、總裁が欠員のときはその職

務を行ふ。

3 理事は、定款の定めるところに

より、公團を代表し、總裁及び副

總裁を補佐して公團の業務を掌理

し、總裁及び副總裁に事故がある

ときはその職務を代理し、總裁及

び副總裁が欠員のときはその職務

を行う。

(役員の職務及び権限)

第二十二条 総裁は、公團を代表

し、その業務を統理する。

2 副總裁は、定款の定めるところ

により、公團を代表し、總裁を補

佐して公團の業務を掌理し、總裁

に事故があるときはその職務を代

理し、總裁が欠員のときはその職

務を行ふ。

3 理事は、定款の定めるところに

より、公團を代表し、總裁及び副

總裁を補佐して公團の業務を掌理

し、總裁及び副總裁に事故がある

ときはその職務を代理し、總裁及

び副總裁が欠員のときはその職務

を行ふ。

4 監事は、公團の業務を監査す

る。

(役員の任期)

第二十三条 役員の任期は、四年とす

る。ただし、補欠の役員の任期

は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができ

る。

(役員の任期)

第二十四条 公團に、役員として、總

裁一人、副總裁一人、理事五人以

上及び監事三人以上を置く。

(役員の欠格条項)

第二十四条 第十五条第一号から第四号までの一に該当する者は、役員となることができない。

(役員の解任)

第二十五条 建設大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が第十五条第一号から第四号までの一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 建設大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が第十六条第一号各号の一に該当するとき、その他の地役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

3 総裁は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、建設大臣の認可を受けなければならない。
(役員の兼職禁止)

第二十六条 役員は、營利を目的とする団体の役員となり、又は自ら營利事業に従事してはならない。
(代表権の制限)

第二十七条 公団と総裁、副総裁又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権

を有しない。この場合においては、監事が公団を代表する。

(代理人の選任)

第二十八条 総裁、副総裁及び理事は、公団の職員のうちから、公団の業務の一一部に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第二十九条 公団の職員は、総裁が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第三十条 第十九条の規定は、役員及び職員について準用する。

第四章 業務

(業務の範囲)

第三十一条 公団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行ふ。

1 住宅の建設、賃貸その他の管

理及び譲渡を行うこと。

2 宅地の造成、賃貸その他の管

理及び譲渡を行うこと。

3 公団が賃貸し、又は譲渡する

居住者の利便に供する施設(以下本章において「施設」という)。

の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

五 土地区画整理事業を施行する

こと。

六 前五号に掲げる業務の遂行に

支障のない範囲内で、委託によ

り、住宅の建設及び賃貸その他

の管理、宅地の造成及び賃貸そ

の他の管理並びに施設の建設及

び賃貸その他の管理を行うこ

と。

七 土地区画整理事業の基準

の管理、宅地の造成及び賃貸そ

の他の管理並びに施設の建設及

び賃貸その他の管理を行うこ

と。

八 土地区画整理事業の施行

第三十五条 公団が施行する土地区

画整理事業(昭和二十九年法律第百

十九号)第三条の二第一項の規定

による土地区画整理事業(以下第

三十九条、第四十二条及び四十

三条を除き、本章において「土地

区画整理事業」という。)について

(地方公共団体の長の意見の聽取)
第三十四条 公団は、住宅の建設又は宅地の造成をしようとするときは、当該住宅の建設計画又は宅地の造成計画について、あらかじめ、当該住宅の建設又は宅地の造成計画について、あらかじめ、当該住宅の建設又は宅地の造成をしようとする地域をその区域に含む地方公共団体の長の意見を聞かなければならない。

2 公団は、前項に規定する認可の申請をしようとするときは、第四項の規定により聽取した地方公共団体の長の意見を記載した書類を認可申請書に添付しなければならない。

3 土地区画整理事業法第五十三条第二項の規定は、第一項の施行規程について、同法第六条の規定は、同項の事業計画について準用する。

4 公団は、第一項の事業計画を定めようとするときは、当該事業計画について、あらかじめ、施行地区となるべき区域をその区域に含む地方公共団体の長の意見を聞かなければならぬ。

5 建設大臣は、第一項に規定する認可の申請があつたときは、施行規程及び事業計画を二週間公衆の陳述に供しなければならない。

6 利害関係者(土地区画整理事業者をいう。)は、前項の規定により施行規程及び事業計画を二週間に規定する利害関係者をいう。)は、前項の規定により施行規程及び事業計画について意見があるときは、

7 建設大臣は、前項の規定により意見書の提出があつたときは、そ

第三十三条 公団は、業務開始の際、業務方法書を定め、建設大臣の認可を受けなければならない。

第三十六条 公団は、土地区画整理事業を施行しようとするときは、公団は、土地区画整理事業の事業計画を立て、以下本条において同じ。)を定め、建設大臣の認可を受けなければならない。

第三十七条 公団は、土地区画整理事業を施行しようとするときは、公団は、土地区画整理事業の事業計画を立て、以下本条において同じ。)を定め、建設

8 7 建設大臣は、前項の規定により意見書の提出があつたときは、そ

官報(号外)

の内容を審査し、その意見書に係る意見を採択すべきであると認めるとときは、公団に対し施行規程及び事業計画に必要な修正を加えるべきことを命じ、その意見書に係る意見を採択すべきないと認めるとときは、その旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。この場合において、建設大臣は、意見書の内容を審査しようとするときは、施行地区となるべき区域をその区域に含む都道府県に置かれる都市計画審議会の意見を開かなければならぬ。

8 公団が前項の規定により施行規程及び事業計画に必要な修正を加えたときは、その修正に係る部分について、更に第五項から本項までに規定する手続を行ふべきものとする。

9 建設大臣は、第一項に規定する認可をしたときは、逓滞なく、建設省令で定める事項を公告しなければならない。

10 公団は、前項の公告があるまでは、施行規程及び事業計画をもつて第三者に対抗することができない。

11 公団は、第一項の施行規程又は事業計画を変更しようとするときは、公団に対し施行規程及び事業計画に必要な修正を加えるべきことを命じ、その意見書に係る意見を採択すべきないと認めるとときは、その旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。

12 第二項の規定は、前項に規定する認可の申請をしようとするときについて、第四項から第八項までの規定は、第一項の施行規程又は事業計画を変更しようとするときについて、第四項から第八項までの規定は、第一項の施行規程又は

12 公団は、公団が施行する土地区画整理事業に要する費用は、公団が中「都道府県又は市町村」とあるのは「日本住宅公団」と、同法第六十四条は「日本住宅公団」と読み替えるものとする。

4 第十九条の規定は、審議会の委員について準用する。

(評議員)

第三十八条 土地区画整理法第六十五条の規定は、公団が施行する土地区画整理事業について準用する。

この場合において、同条第一項中「都道府県知事又は市町村長」とあらるのは「日本住宅公団総裁」と、同

条第一項及び第三項中「都道府県又は市町村」とあるのは「日本住宅

公団」と読み替えるものとする。

2 第十九条の規定は、前項において準用する土地区画整理法第六十五条第一項の規定により選任され

4 前項の協議が成立しないときは、当事者の申請に基き、建設大臣が裁定する。この場合におい

て、建設大臣は、当事者の意見を開かなければならない。

5 地方公共団体は、第三項又は前

一項前段及び第二項から第七項ま

で、第七十三条、第七十四条、第

七十六条から第八十四条まで、第

八十五条第一項及び第三項から第

五項まで、第八十六条、第八十七

条、第八十八条规定により定められた負担金

を、政令で定めるところにより、

当該地方公共団体の発行する地方

債の証券をもつて納付することができる。

開し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。

第四十一条 公団又は行政庁が、公団が施行する土地区画整理事業に要する費用は、公団が

(費用の負担)

規定に基いてした処分に対しても不服のある者は、当該処分のあつた日から一月以内に建設大臣に訴願することができる。

(土地区画整理法の適用)

第四十二条 公団が施行する土地区

画整理法第三条の二第一項の規定による土地区画整理事業について

は、公団を同法第三条第四項の規定により土地区画整理事業を施行

しようとして、又は施行する市町

村長とみなし、当該土地区画整理事

業を同法同条同項の規定により市

町村長が施行する土地区画整理事

業とみなして、同法第七十二条第

一項前段及び第二項から第七項ま

で、第七十三条、第七十四条、第

七十六条から第八十四条まで、第

八十五条第一項及び第三項から第

五項まで、第八十六条、第八十七

条、第八十八条规定により定められた負担金

を、政令で定めるところにより、

当該地方公共団体の発行する地方

債の証券をもつて納付することができる。

3 土地区画整理法第五十六条

2 施行地区を工区に分けたときは、前項に規定する審議会は、工区ごとに置くことができる。

3 土地区画整理法第五十七条

4 前項に規定する審議会は、工区ごとに置くことができる。

5 土地区画整理法第五十六条

2 第十九条の規定は、前項において準用する土地区画整理法第六十五条第一項の規定により選任され

4 前項の協議が成立しないときは、公団が負担することを求めることができる。

3 前項の場合において、地方公共団体が負担することを求めることが可能である。

4 前項の協議が成立しないときは、公団と地方公共団体との方法は、公団と地方公共団体とが協議して定める。

5 地方公共団体は、第三項又は前

一項前段及び第二項から第七項まで、第七十三条、第七十四条、第

七十六条から第八十四条まで、第八十五条第一項及び第三項から第

五項まで、第八十六条、第八十七

条、第八十八条规定により定められた負担金

を、政令で定めるところにより、

当該地方公共団体の発行する地方

債の証券をもつて納付することができる。

6 地方公共団体は、第三項又は前

一項前段及び第二項から第七項まで、第七十三条、第七十四条、第

七十六条から第八十四条まで、第八十五条第一項及び第三項から第

五項まで、第八十六条、第八十七

条、第八十八条规定により定められた負担金

を、政令で定めるところにより、

当該地方公共団体の発行する地方

債の証券をもつて納付することができる。

7 地方公共団体は、第三項又は前

一項前段及び第二項から第七項まで、第七十三条、第七十四条、第

七十六条から第八十四条まで、第八十五条第一項及び第三項から第

五項まで、第八十六条、第八十七

条、第八十八条规定により定められた負担金

を、政令で定めるところにより、

当該地方公共団体の発行する地方

債の証券をもつて納付することができる。

8 地方公共団体は、第三項又は前

一項前段及び第二項から第七項まで、第七十三条、第七十四条、第

七十六条から第八十四条まで、第八十五条第一項及び第三項から第

五項まで、第八十六条、第八十七

条、第八十八条规定により定められた負担金

を、政令で定めるところにより、

当該地方公共団体の発行する地方

債の証券をもつて納付することができる。

9 地方公共団体は、第三項又は前

一項前段及び第二項から第七項まで、第七十三条、第七十四条、第

七十六条から第八十四条まで、第八十五条第一項及び第三項から第

五項まで、第八十六条、第八十七

条、第八十八条规定により定められた負担金

を、政令で定めるところにより、

当該地方公共団体の発行する地方

債の証券をもつて納付することができる。

10 地方公共団体は、第三項又は前

一項前段及び第二項から第七項まで、第七十三条、第七十四条、第

七十六条から第八十四条まで、第八十五条第一項及び第三項から第

五項まで、第八十六条、第八十七

条、第八十八条规定により定められた負担金

を、政令で定めるところにより、

当該地方公共団体の発行する地方

債の証券をもつて納付することができる。

11 地方公共団体は、第三項又は前

一項前段及び第二項から第七項まで、第七十三条、第七十四条、第

七十六条から第八十四条まで、第八十五条第一項及び第三項から第

五項まで、第八十六条、第八十七

条、第八十八条规定により定められた負担金

を、政令で定めるところにより、

当該地方公共団体の発行する地方

債の証券をもつて納付することができる。

12 地方公共団体は、第三項又は前

一項前段及び第二項から第七項まで、第七十三条、第七十四条、第

七十六条から第八十四条まで、第八十五条第一項及び第三項から第

五項まで、第八十六条、第八十七

条、第八十八条规定により定められた負担金

を、政令で定めるところにより、

当該地方公共団体の発行する地方

債の証券をもつて納付することができる。

13 地方公共団体は、第三項又は前

一項前段及び第二項から第七項まで、第七十三条、第七十四条、第

七十六条から第八十四条まで、第八十五条第一項及び第三項から第

五項まで、第八十六条、第八十七

条、第八十八条规定により定められた負担金

を、政令で定めるところにより、

当該地方公共団体の発行する地方

債の証券をもつて納付することができる。

14 地方公共団体は、第三項又は前

一項前段及び第二項から第七項まで、第七十三条、第七十四条、第

七十六条から第八十四条まで、第八十五条第一項及び第三項から第

五項まで、第八十六条、第八十七

条、第八十八条规定により定められた負担金

を、政令で定めるところにより、

当該地方公共団体の発行する地方

債の証券をもつて納付することができる。

15 地方公共団体は、第三項又は前

一項前段及び第二項から第七項まで、第七十三条、第七十四条、第

七十六条から第八十四条まで、第八十五条第一項及び第三項から第

五項まで、第八十六条、第八十七

条、第八十八条规定により定められた負担金

を、政令で定めるところにより、

当該地方公共団体の発行する地方

債の証券をもつて納付することができる。

16 地方公共団体は、第三項又は前

一項前段及び第二項から第七項まで、第七十三条、第七十四条、第

七十六条から第八十四条まで、第八十五条第一項及び第三項から第

五項まで、第八十六条、第八十七

条、第八十八条规定により定められた負担金

を、政令で定めるところにより、

当該地方公共団体の発行する地方

債の証券をもつて納付することができる。

17 地方公共団体は、第三項又は前

一項前段及び第二項から第七項まで、第七十三条、第七十四条、第

七十六条から第八十四条まで、第八十五条第一項及び第三項から第

五項まで、第八十六条、第八十七

条、第八十八条规定により定められた負担金

を、政令で定めるところにより、

当該地方公共団体の発行する地方

債の証券をもつて納付することができる。

18 地方公共団体は、第三項又は前

一項前段及び第二項から第七項まで、第七十三条、第七十四条、第

七十六条から第八十四条まで、第八十五条第一項及び第三項から第

五項まで、第八十六条、第八十七

条、第八十八条规定により定められた負担金

を、政令で定めるところにより、

当該地方公共団体の発行する地方

債の証券をもつて納付することができる。

19 地方公共団体は、第三項又は前

一項前段及び第二項から第七項まで、第七十三条、第七十四条、第

七十六条から第八十四条まで、第八十五条第一項及び第三項から第

五項まで、第八十六条、第八十七

条、第八十八条规定により定められた負担金

を、政令で定めるところにより、

当該地方公共団体の発行する地方

債の証券をもつて納付することができる。

20 地方公共団体は、第三項又は前

一項前段及び第二項から第七項まで、第七十三条、第七十四条、第

七十六条から第八十四条まで、第八十五条第一項及び第三項から第

五項まで、第八十六条、第八十七

条、第八十八条规定により定められた負担金

を、政令で定めるところにより、

当該地方公共団体の発行する地方

債の証券をもつて納付することができる。

21 地方公共団体は、第三項又は前

一項前段及び第二項から第七項まで、第七十三条、第七十四条、第

七十六条から第八十四条まで、第八十五条第一項及び第三項から第

五項まで、第八十六条、第八十七

条、第八十八条规定により定められた負担金

を、政令で定めるところにより、

当該地方公共団体の発行する地方

債の証券をもつて納付することができる。

22 地方公共団体は、第三項又は前

一項前段及び第二項から第七項まで、第七十三条、第七十四条、第

七十六条から第八十四条まで、第八十五条第一項及び第三項から第

五項まで、第八十六条、第八十七

条、第八十八条规定により定められた負担金

を、政令で定めるところにより、

当該地方公共団体の発行する地方

債の証券をもつて納付することができる。

23 地方公共団体は、第三項又は前

一項前段及び第二項から第七項まで、第七十三条、第七十四条、第

七十六条から第八十四条まで、第八十五条第一項及び第三項から第

五項まで、第八十六条、第八十七

条、第八十八条规定により定められた負担金

を、政令で定めるところにより、

当該地方公共団体の発行する地方

債の証券をもつて納付することができる。

24 地方公共団体は、第三項又は前

一項前段及び第二項から第七項まで、第七十三条、第七十四条、第

七十六条から第八十四条まで、第八十五条第一項及び第三項から第

五項まで、第八十六条、第八十七

条、第八十八条规定により定められた負担金

を、政令で定めるところにより、

当該地方公共団体の発行する地方

で、第一百八条第一項前段、第一百九条、第一百十条第一項から第四項まで、第一百十一条から第一百七十七条まで、第一百二十条、第一百二十八条から第一百三十五条まで並びに第一百三十九条から第一百四十二条までの規定を適用する。ただし、土地区画整理法第七十三条第一項、第七十八条第一項及び第一百一条第一項から第三項までの規定による損失の補償は、公団が行うものとし、同法第九十六条第二項の規定により換地計画において定められた保留地は、同法第一百三条第四項の公告があつた日の翌日において、公団が取得するものとする。

(都道府県知事又は市町村長が施行する土地区画整理事業の費用の負担)

第四十三条 公団は、土地区画整理法第三条第四項前段の規定により都道府県知事又は市町村長が施行する土地区画整理事業の費用の負担

で、第一百八条第一項前段、第一百九条、第一百十条第一項から第四項まで、第一百十一条から第一百七十七条まで、第一百二十条、第一百二十八条から第一百三十五条まで並びに第一百三十九条から第一百四十二条までの規定を適用する。ただし、土地区画整理法第七十三条第一項、第七十八条第一項及び第一百一条第一項から第三項までの規定による損失の補償は、公団が行うものとし、同法第九十六条第二項の規定により換地計画において定められた保留地は、同法第一百三条第四項の公告があつた日の翌日において、公団

が取得するものとする。

(都道府県知事又は市町村長が施行する土地区画整理事業の費用の負担)

で、第一百八条第一項前段、第一百九条、第一百十条第一項から第四項まで、第一百十一条から第一百七十七条まで、第一百二十条、第一百二十八条から第一百三十五条まで並びに第一百三十九条から第一百四十二条までの規定を適用する。ただし、土地区画整理法第七十三条第一項、第七十八条第一項及び第一百一条第一項から第三項までの規定による損失の補償は、公団が行うものとし、同法第九十六条第二項の規定により換地計画において定められた保留地は、同法第一百三条第四項の公告があつた日の翌日において、公団

が取得するものとする。

(都道府県知事又は市町村長が施行する土地区画整理事業の費用の負担)

で、第一百八条第一項前段、第一百九条、第一百十条第一項から第四項まで、第一百十一条から第一百七十七条まで、第一百二十条、第一百二十八条から第一百三十五条まで並びに第一百三十九条から第一百四十二条までの規定を適用する。ただし、土地区画整理法第七十三条第一項、第七十八条第一項及び第一百一条第一項から第三項までの規定による損失の補償は、公団が行うものとし、同法第九十六条第二項の規定により換地計画において定められた保留地は、同法第一百三条第四項の公告があつた日の翌日において、公団

が取得するものとする。

(第六章 財務及び会計)

第46条 公団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第47条 公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下本条において「財務諸表」という。)を作成し、決算完了後二月以内に建設大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(第48条)

第48条 公団は、前項の規定により財務諸表を建設大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならぬ。

3 公団は、第一項の規定による建設大臣の認可を受けなければならぬ。

2 公団は、前項の規定による短期借入金を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は住宅債券を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足があるときは、銀行又は信託会社に委託することができる。

3 第一項及び第四項から前項までの規定を準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、住宅債券に関する必要な事項は、政令で定めること。

(政府からの貸付等)

第五十条 政府は、公団に対し、長期間若しくは短期の資金の貸付を

算、事業計画及び資金計画に関する書類を、公団に提出しなければならない。

(決算)

第49条 公団は、毎事業年度、決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第50条 公団は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうち、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 公団は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理しなければ、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

2 公団は、建設大臣の認可を受けた当該事業年度の決算報告書を作成し、事業年度開始前に、建設大臣の認可を受けなければならぬ。

3 公団は、第一項の規定による建設大臣の認可を受けたときは、これを変更しようとするときも、また同様とする。

2 公団は、前項の規定による建設大臣の認可を受けたときは、予算の認可を受けたときは、その債務を負担する。

4 公団は、第一項の規定による建設大臣の承認を受けたときは、財務諸表及び決算報告書を、公団に提出しなければならない。

(利子)

第51条 公団は、毎事業年度、出資した地方公共団体に提出しなければならない。

4 第一項の規定による住宅債券の債権者は、公団の財産について他の債権者に先づて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 公団は、建設大臣の認可を受けた、住宅債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条までの規定を準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、住宅債券に関する必要な事項は、政令で定めること。

(政府からの貸付等)

第五十条 政府は、公団に対し、長期間若しくは短期の資金の貸付を

(大蔵大臣等との協議)

第六十一条 建設大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第四条第三項、第四十五条第一項、第二項、第四十九条第一項、第二項ただし書及び第六項並びに第五十二条の規定による認可をしよるとするとき。

二 第四十七条第一項及び第五十四条の規定による承認をしようとするとき。

三 第五十三条第一号の規定による指定をしようとするとき。

四 第五十五条の規定により建設省令を定めようとするとき。

五 第五十六条第一項の規定による建設大臣は、第四十条第四項（第四十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による裁定をしようとするときは、あらかじめ、自治長官と協議しなければならない。

第六章 罰則

第六十二条 公團が第五十七条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは回避したときは、その違反行為をした公

(団の役員又は職員を三万円以下の罰金に処する。)

第六十三条 次の場合においては、その違反行為をした公團の役員又

は職員を三万円以下の過料に処す

る。

一 この法律により建設大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又

は承認を受けなかつたとき。

二 第六条第一項の規定に違反し登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

三 第三十二条及び附則第三条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 設立委員は、前項の募集が終

たときは、建設大臣に対して、設立の認可を申請しなければならぬ。

五 前項の認可を受けたときは、設立委員は、政府及び出資の募集に応じた地方公共団体に対し、出資金の払込又は出資の目的たる財産の給付を認めなければならない。

六 出資金の払込又は出資の目的たが分割して払い込まれるとき、又は出資の目的たる財産が分割して給付されるときは、第一回の払込又は給付があつた日において、

第三条第一項前段中「事業年度予算、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に」とあるの

四の二 日本住宅公團

第五条 登録税法（明治二十九年法

大日において、役員の全員は、政

理させる。

二 公團は、前項の規定による設立の登記をしなければならない。

三 公團は、前項の規定によつて成立する。

四 公團は、前項の規定によつて成立する。

五 公團は、前項の規定によつて成立する。

六 公團は、前項の規定によつて成立する。

七 公團の総裁が前項の事務の引継を受けたときは、その引継を受けた日において、役員の全員は、政

理させる。

八 公團は、前項の規定による設立の登記をしなければならない。

九 公團は、前項の規定によつて成立する。

(設立の手続)

第二条 建設大臣は、設立委員を命じ、公團の設立に関する事務を処理させる。

二 設立委員は、定款を作成し、建

設立の認可を受けなければならぬ。

三 前項の認可を受けたときは、設立委員は、地方公共団体に対し、

公團に対する出資を募集しなけれ

ばならない。

四 設立委員は、前項の募集が終

たときは、建設大臣に対して、設立の認可を申請しなければならぬ。

五 前項の認可を受けたときは、設立委員は、政府及び出資の募集に応じた地方公共団体に対し、出資

金の払込又は出資の目的たる財産

の給付を認めなければならない。

六 出資金の払込又は出資の目的たが分割して払い込まれるとき、又

は出資の目的たる財産が分割して給付されるときは、第一回の払込又は給付があつた日において、

第三条第一項中第四号の次に次

の二号を加える。

四の二 日本住宅公團

第七条 所得税法（昭和二十二年法

律第二十七号）の一部を次のよう

に改正する。

五 第三条第一項中第四号の次に次

の二号を加える。

四の二 日本住宅公團

第六条 印紙税法（明治三十二年法

律第五十四号）の一部を次のよう

に改正する。

一ノ四 日本住宅公團自己へ為ニスル登記又ハ登録

八 公團は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

九 公團は、前項の規定によつて成立する。

一ノ四 日本住宅公團自己へ為ニスル登記又ハ登録

五 第三条第六号ノ六中「法令ニ依ル公團」を「日本住宅公團」に改め

六 第六条 印紙税法（明治三十二年法

律第五十四号）の一部を次のよう

に改正する。

七 第三条第一項中第四号の次に次

の二号を加える。

四の二 日本住宅公團

第八条 法人税法（昭和二十一年法

律第二十八号）の一部を次のよう

に改正する。

九 第三条第一項中「毎事業年度予算、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に」とあるの

四の二 日本住宅公團

第十条 法人税法（昭和二十一年法

律第二十八号）の一部を次のよう

に改正する。

十一 第四条第二号中「日本電信電話

公社」の下に「日本住宅公團」を

(登録税法の改正)

第五条 登録税法（明治二十九年法

大日において、役員の全員は、政

理させる。

二 公團は、前項の規定による設立の登記をしなければならない。

三 公團は、前項の規定によつて成立する。

四 公團は、前項の規定によつて成立する。

五 公團は、前項の規定によつて成立する。

六 公團は、前項の規定によつて成立する。

七 公團の総裁が前項の事務の引継を受けたときは、その引継を受けた日において、役員の全員は、政

理させる。

八 公團は、前項の規定による設立の登記をしなければならない。

九 公團は、前項の規定によつて成立する。

十 公團は、前項の規定によつて成立する。

十一 公團は、前項の規定によつて成立する。

十二 公團は、前項の規定によつて成立する。

十三 公團は、前項の規定によつて成立する。

十四 公團は、前項の規定によつて成立する。

十五 公團は、前項の規定によつて成立する。

十六 公團は、前項の規定によつて成立する。

十七 公團は、前項の規定によつて成立する。

十八 公團は、前項の規定によつて成立する。

十九 公團は、前項の規定によつて成立する。

二十 公團は、前項の規定によつて成立する。

二十一 公團は、前項の規定によつて成立する。

資住宅と並行して、新たに特別の機関を設置し、民間資金の導入をはかり、住宅不足の特に著しい大都市地域に不燃性の集団住宅及び宅地の供給を行ない、あるいは必要に応じて土地区画整理事業を施行し、新市街を造成する等、住宅建設の拡充をはからんとするのが本法律案の提案の理由であります。

法案のおもなる内容について申し上げますと、第一に、公団の資本金は、政府及び地方公共団体からの出資金の合計額とし、政府は、一般会計から公団設定の際六十億円を出資することとなつております。また地方公共団体がなつております。また地方公共団体がなつております。第三に、公団の管理機構といつしまして管理委員会を設置し、委員会は建設大臣の任命による任期二年の委員五名及び公団の總裁をもつて組織し、予算、事業計画、資金計画、決算等の重要な事項の議決を行うこととなつております。第三に、公団の行う業務は、住宅を建設し賃貸または分譲すること、宅地を造成し賃貸または分譲すること、及び土地区画整理事業を行うこと等であります。が、本年度事業は、賃貸アパート及び分譲アパート、それぞれ約一万戸の建設と、宅地約百

万坪を造成する計画で、事業費としては、出資金のほかに運用部資金及び生命保険等の民間資金の借入金を含せまして、約百六十六億円が予定されております。なお、公団は建設大臣の認可を受けて住宅債券を発行をすることができるようになりますが、本年度は予定されておりません。第四に、公団は建設大臣の監督に属し、このため特に日本住宅公団監理官の制度を設けております。

本法律案は、五月二十日建設委員会に付託されましてから、六回にわたりまして熱心に質疑応答が行われました。その間、六月九日には東京大学の杉村教授はか各方面から参考人七名を招致いたしまして、その意見を聴取し、慎重に審議をいたしました。

第二種公営住宅の建設に応ずることによって、できるだけ需要の多いに低家賃とするため、狭小にもなつたが、実施に当つてはできる限り実情に応じて改めてゆきたい」との答弁であります。

第三に、「公団の本年度二万戸建設計画が遂行できなかつた場合の責任はどうなるか」ということなど、いま第一には、「ことさらに公団を新設せざるも、現行の公営住宅並びに住宅金融公庫の制度、機能を拡充強化し、あるいは実施に当つて委託工事等をもつてするならば、十分可能ではないか」ということであります。が、これに対しましては、「直接の責任は公団の總裁になるが、政治的責任は建設大臣が負うべきものであると考える。しかし今から発足するなら

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、石井委員から、自由党を代表して、約百六十六億円が予定されておられるのであります。なお、公団は建設大臣の監督は、過去の事例からも、万歳懇なきを期すべきものであって、法文の上からは権限が大きくなつるが、実施に当つては事業に支障を来たすことのないよう努力するつもりである」との答弁であります。第五に、「宅地を造成する中層アパートを公団に移すことによって、できるだけ需要の多いに構造等、質の向上をはかり、同時に低家賃とするため、狭小にもなつたが、実施に当つてはできる限り実情に応じて改めてゆきたい」との答弁であります。

四、住宅公庫の融資率、貸付対象坪数の引き下げ、等をあげることができます。三、公団住宅の家賃の高いこと。四、住宅公庫の融資率、貸付対象坪数の引き下げ、等をあげることができます。三、公団住宅の家賃の高いこと。

第五に要する中層アパートを公団に移すことによって、できるだけ需要の多いに低家賃とするため、狭小にもなつたが、実施に当つてはできる限り実情に応じて改めてゆきたい」との答弁であります。

第六に、中層耐火アパートの集団建築と上からは権限が大きくなつるが、実施に当つては事業に支障を来たすことのないよう努力するつもりである」との答弁であります。第五に、「宅地を造成する中層アパートを公団に移すことによって、できるだけ需要の多いに構造等、質の向上をはかり、同時に低家賃とするため、狭小にもなつたが、実施に当つてはできる限り実情に応じて改めてゆきたい」との答弁であります。

第七に、「市街地における高層住宅化もできるだけ考えるが、また都市計画に応じた衛星都市建設もはかりたい。またガス、上下水道、交通機関等の施設については、計画実施に当つて十分居住地に適合するよう開拓機関とも連携をはかつて努力してゆきたい」とのことありました。その他、土地区画整理事業、公団住宅の入居対象、家賃、分譲方法、地方公共団体の出資と事業面における關係、民間資金の導入等々に関し、論議が行われた

く、公団の自主的運営がはなはだしくない住宅供給の必要であること、また強力なる宅地の造成、民間資金の導入等を考えると、新たに公団を設立することが必要である」との答弁であります。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、石井委員から、自由党を代表して、約百六十六億円が予定されておられるのであります。なお、公団は建設大臣の監督は、過去の事例からも、万歳懇なきを期すべきものであって、法文の上からは権限が大きくなつるが、実施に当つては事業に支障を来たすことのないよう努力するつもりである」との答弁であります。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、石井委員から、自由党を代表して、約百六十六億円が予定されておられるのであります。なお、公団は建設大臣の監督は、過去の事例からも、万歳懇なきを期すべきものであって、法文の上からは権限が大きくなつるが、実施に当つては事業に支障を来たすことのないよう努力するつもりである」との答弁であります。

の賃率及び賃付坪数の引き下げは、
公庫の精神にも背馳するので、前年通
り据え置く措置をすること。以上の条
件を付して賛成する」旨の発言があり
ました。

えつてマイナスとなる。これらの理由によつて反対する。」

の一定割合による家賃、分譲住宅については住宅の質及び量の点では主体構成だけを提供して、その完成は入居者との協力に待つわれわれの提案に比べて、国民の負担に大幅の差異があり、

らしい住宅が期待できるか」とあります。これに対しましては、「融資の対象となる住宅の規模等も一定していないので、確定な数字は申し上げられないが、かかる制度が今

なるのか」ということであります。これに対しましては、「法文で六ヶ月以上ということで、事の性質上、できるだけ長期が好ましいが、現在の金融の実情から、なかなか困難であり、大

—
—
—

次に近藤委員から、「本案に反対する。政府の四十二万戸建設は、選挙公約の第一であるが、政府の住宅政策は、その実現を期待した国民を欺瞞するものである。それは数字にとらわれ

に土地の区画を整理するというだけではなく、広く都市計画の見地に立ち、交通機関、上下水道等、住宅建設に必要な施設を考えて目的を達成するよう「要望する」旨が述べられ、次に田中委員

本案には絶対反対するとの発誓があり、武蔵委員からは、民主党を代表して賛成、「労働者の住宅を急速に充足させるためには、従来の公営住宅、公團住宅の住宅の方法だけでは困難である。本

までになかった初めてのことであるから、十分に期待し得られるのではない「か」ということでありました。第二は、「この法律の実際の適用になる金融機関の数がどのくらいか。また、土

が
い
金
本
一
が
て
い
て
い
る。また金利については、現在事業資
本最長五年くらいを目標に置いてい
る。金の場合は、期限二年くらいで日歩三錢
から三錢一厘くらいであるから、住宅
金融の場合、若干それより高くなると

(号外) 報
たいものが多い。第一、四十二万戸建設の公債性は、その中に二十四万五千戸の民間自力建設を含むことである。
第二、財政資金によるもの及び民間建

反対の意見が述べられました。その第
一は、各種住宅立法には、それぞれ自
的とすところが異なつておるが、本
案は、その対象としておる住宅困窮者

集団建築 宅地の供給 建全なる新規
街地造成のために、本案の適用に万全
の注意と努力を要望する」との賛成意
見が述べられました。

うに各金融機関に配分されるか」とと
うことであります。が、これに対しま
ては、「対象になるものは約一千足
らずで、予定総額を一応各金融機関に配

その他、保険料の転嫁の問題、融資対象となる住宅等に関する熱心なる質疑が行われたのであります。が、詳細は速記録に譲ることといたします。

が平均建築費から推すときは一戸当たり六千円となると想像され、高額所得者だけが入居し得るものとなること。第四、住宅建設を促進するためには既存の機構を活用することが適当であり、また公庫の融資を増額する方が効果が上る。本案の住宅公団の機構及び人事には納得できぬものがあり、機構の重複化は、住宅建設の促進にはか

架するものである。家賃は高額となり、低額なる家賃とはほど遠い。第二は、多くの事項が建設大臣の権限にまかされている。これは公共企業体精神を没却するものであり、給与、退職手当の支給基準に至るまで干渉しておる。第三は、われわれの提案しておる法案とはその精神に懸隔がある。地方団体に対しては、全額国の負担により、生活費

まず提案の理由及び法案の要旨について述べておきたい。本会議に於いては、去る六月三日の本会議に於いて、建設大臣より詳細なる御説明がありましたが、それで省略をいたします。本法案は、六月三日日本委員会に付託されまして以来、数回にわたり審議いたしましたので、質疑のおもな点について申し上げますと、第一に、「この制度によつて、本年度どのく

これに対しましては、「資金の回収」法文で義務付けられておるので、業界方法書あるいは保険約款で回収のせ実を期することになるが、必ずしも担保を必要とするといふものではなく、個々の場合の信用に応じて、この法律の目的に即して処して行きたい」との答弁がありました。第四は、「融資の期限及び金利はどのくらいか

用には十分注意されたい」との希望意見が述べられ、田中委員からは、「本案は内閣の四十二万戸建設の公約に基くものであり、国の保証によつて、金融機関が従来住宅投資を好まなかつた現状を開拓しようとするものである。それには貸す者のための制度か、借りる者のための制度か疑点が多く、本案の運用に当つては、従来金融機関が安心して貸し付けた以外の階層に対しても

官報 (号外)

も、大幅に融資することとともに、住宅公庫以上の条件や負担を課することがないよう希望を付して賛成する。また武藤委員からは、「住宅金融が、従来保証、担保の点から通塞しておつたものを、本案によつて解決をはかり、四十二万戸建設に、適当なる施策として賛成する」旨の発言がありました。

次いで採決の結果、全会一致、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。(拍手)

○議長(河井彌八君) 日本住宅公団法案に対しまして、討論の通告がござります。順次発言を許します。湯山勇君。

〔湯山勇君登壇、拍手〕

○湯山勇君 私は日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題になつております。順次発言を許します。湯山勇君。

湯山内閣が選舉に当つて国民に示した公約は、ほとんどすべてが抽象的な作文であつて、具体的に数字をあげて公約したのは「米田予算と五百億減税」それからこの四十二万戸の住宅建設、この三つであったのをさします。数字をあげて公約したものにつきましては、何とかつじつまを合わさな

ければなりません。一光田予算は、一般会計で出すべきものを特別会計に移したり、あるいは赤字を借金のままで残したりして、ともかくもこまかしの一萬田一光を作つたのでござります。また五百億減税につきましては、直接税を间接税に振りかえる、右の肩の荷物を左の肩にかつぎかえる、こういったようなこまかしの方法で、どうにか切り抜けようとしたしておるのでござります。けれども、住宅四十二万戸といふのは、これは直接国民の目に触れるものでございますから、どうもこまかしようがございません。そこでやむを得ず四十二万戸の中に、民間自力建設が二十四万五千、すなわち総数の五八%含まれていることを明らかにしたのでござります。これでもまだ足りませんから、増改築の四万五千を計算の中に入れました。つまり一部屋建て増しをしてても家一軒建つたことになるわけでござります。さらに国の資金による公営住宅は全部二割方小さくなつております。特に第二種公営住宅におきましては、昨年までの融資率を一〇%も引き下げ、それだけ国民負担を重くしておるのでございま

す。ほんとうに政府の施策によつて建
つのはわざか十四万五千戸でありまし
て、これを公約の四十二万戸に合わせ
るために、なみなみならぬ苦心をいたしておるのでござります。ただいま議題となつております住宅公団法のこと
ときは、この公約不履行に対する国民の怒りを何とか避けたため、住宅対策には力を入れているんだ、こういうことを示すためのいわば政府の宣伝立法としか考えられないのです。

今住宅不足に悩んでおる一千万国民が望んでいるのは、住宅公団でもなければ、このよな法律でもございません。この人たちが安心して入ることのできる住宅であることを政府は忘れてはならないのでございます。以下、私は本法案に対する反対のおもな理由を申し述べます。

その第一は、公団住宅は労働者の住宅でないということです。この法律の第一条の目的には、「住宅に困窮する労働者のために」住宅を供給すると明記されています。ところが政府の言明によれば、この公団住宅の家賃は四千円以上ということです。一千円の家賃を払える人は一体どれだけあるでございましょうか。政府は、今

日の労働者の実態については全く認識を欠いていると言わなければならぬのでござります。住宅に困つておる労働者の約三三%は月収一万六千円未満でござります。さらに住宅に困つておる労働者の九〇%は月収三万六千円以下でございます。月四千円以上の家賃の払える人で今日住宅に困つている人たるのは、ほとんどないはずでございまして、労働者のためといふ公団住宅はいたずらに高額所得者のための住宅であると言わなければなりません。公営住宅に五年間に十一回も申し込みを続けて、なお家の当ならない労働者、あるいは自己資金がないために公営住宅の申し込みもできない労働者にとって、家賃四千円という家は全く雲の上の存在にしかすぎないのでござります。両派社会党的提案にかかるております国設住宅は、家賃は月収の五分の一といいますが、この国設住宅に対しても一般主婦の代表や、住宅対策に熱心な長野県知事等が、そういう住宅はぜひ第三種公営住宅としてもやつてもらいたい、こういう強い希望を述べておるのでござります。これらの声は、決して一部の声ではなくて、今日の国民全体の声として、政府は真剣に取り上げなければならぬものと思うのでござります。

さいます。住宅公団には政府から九十八億円の出資は、これを公営住宅または公庫住宅に回して、真に国民の熱望する労働者住宅を一戸でも多く作ることが今日ただいま、政府のなすべきことであると思ふのでございます。

第二に、この法は、政府の住宅に対する責任の明確さを欠いているといふことでござります。住宅公団はその性格として、民間資金の導入、府県間の行政区域にとらわれない宅地地区の設定、さらに宅地の造成等をあげておりますけれども、これらは到底一公団の力をもつてしては不可能なことでございます。さればこそ、公団に対する政府、建設大臣の権限は極度に強化されておりまして、建設大臣の認可事項は、公団の予算、資金計画、事業計画、長期短期の借り入れ、定款の設定及び変更、土地区画整理の施行規程及びその計画となつておりますし、人事についても総裁、監事、管理委員等の大臣任命はすべて建設大臣によつてなされます。さらに副総裁及び理事は大臣の承認を要しますし、建設省には二名の監理官が設置されまして、公団の経営一般の監督に当ることになつております。さらには建設大臣は公団の職員の給

専に至るまで交渉事項として本件における
第一回が自体で、自主的にやれることは何
一つないのです。すでに今日
は第一・四半期に入っております。これは公
から公団が約束の二万戸の住宅を建て
るといたしまして、それは決して
容易なことではございません。これ
をあえてやろうとするならば、大臣の
監督、干渉は、省内の部局に対するよ
りもはるかに強いものがあることを予
想されるのでござります。政府が真に
住宅建設に熱意を有するならば、むし
ろこの際、積極的にこのような中間機
関をなくして、みずからの責任において、
みずからの手によって直接に住宅
建設に乗り出すべきであると思うので
ございます。このような不明確な態度
が政府の住宅建設に対する熱意を国民
をして疑わしめることになり、また公
団が、政府の今日の住宅対策の行き詰
りの責任転嫁のための機関である、こ
ういう批判さえも生ぜしめる要素とな
ると思うのですが、ことに公団
は、府県間の調整や、今日困難な地
方財政下において地方自治体からの
出資、さらに最大の難事であるところ
の宅地の造成等をしなければならない
のでござりますけれども、このよくな

施策は、政府みずからの大強力な政策に
よらずしては、到底できないことであ
ります。今からでも決しておそくは
ありません。政府は、法案を提出した
画子などにこだわることなく、いさぎ
よく本案を撤回して、政府みずからの大
責任と誠意によって一切を行はべきで
あることを衷心よりお勧めする次第で
あります。

○永井純一郎君登壇、拍手）
永井純一郎君 私は、社会党第二控室を代表いたしまして、ただいま議題となりました日本住宅公団法案に対しましては、実はわが党提案の住宅関係法案に比較いたしまして、この政府案が非常に不備不十分でありますので、反対の意思を表明いたしたいと思うの

以下、反対のおもなる理由について申し述べます。

という一点だけが新しい試みに過ぎず、従つてこの面について住宅金融公社に導入し得る法律の改正を別途に行なえば、それで事足りるというに過ぎないものと考えられるのであります。

会団が公益性的の悪用によって、利権をめぐる罪悪の温床となる懸念もなしといたしません。また、取支の均衡を保つため、ぬかるみ道の住宅ができたるいは屎尿処理の不完全な住宅を作る心配も、この公団法によつては決して解消してはいないでございます。ことに、今日の住宅不足は、単に都市だけではなく、農山漁村いずれもその対策に悩んでおります。このようなときに、一部の地区に偏った公団の存在は、国全体の住宅対策のバランスをとる上にも、有害無益の存在と言わなければなりません。

わが党は、国民の渴望する国民のための住宅が一戸でも多く建つことを願うがゆえに、あえて本案に反対をする次第でございます。(拍手)

民主党内閣は、第一次選舉管理内閣の成立とともに、数々の政策的な諸問題について、無責任な発表をいたして参つてきましたが、その中でも、住宅建設四十二万戸は、国民的世論を書き起したものでありました。私はこれが単なる総選挙のための方策であつたといたしましたが、戦後の十一年間を顧みまして、おそれきながら重要な政策として、政治の表面に押し出されてきましたことに対しましては、共感を持つものであります。しかしながら、その一つとして、今日われわれの前に提案されまして、た日本住宅公団法案は、一口に申しますならば、ただいま湯山君が指摘されましたように、全く労働国民大衆に縁の薄い、特定なる高額所得者への住戸対策であることを、まず指摘せなければならぬと存ずるのであります。

現在住宅につきましては、二つの法律がございます。その一つは、住宅金融機関の融通を困難とする者に融通するための「住宅公庫法」であります。これは住宅の建設に必要な資金で、銀行その他一般金融機関の融通を困難とする者に融通するものであります。また、産業労働者住宅建設法では、産業労働者の住宅建設に必要な資金を、長期かつ、低利で融通するものであります。また、公営住宅法では、住宅に困窮する低額所得者に対する勤労者のために、耐火構造の集合住宅建設と、宅地の大規模な供給と、新市街の造成を目的としておるのであります。が、前に述べました三つの法律と比べますすると、対象がはなはだ不正確となつて参るのであります。審議会の過程においてこの実体を検討してみると、財政資金は六十億、政府低利貸付資金が三十八億に過ぎず、地方公庫法の資本金十六億、民間資金五十二億を加へておりまして、従つて結果的には、生命保険等の民間資金を導入する方

という一点だけが新しい試みに過ぎず、従つてこの面について住宅金融公社に導入し得る法律の改正を別途に行なうものと考えられるのであります。

第二点といいたしましては、賃貸住宅の部分におきますところの家賃の高額である点であります。民園資金として導入いたします五十二億は、九分五厘の高利の借入金でありますと、坪といたしましても、四千二、三千四百坪で賃貸しなければならないという占めであります。わが日本社会党の田中一君はか一名から提案され、且下委員会で審議中の国設住宅法案と比較してみると、國設住宅法案では、家賃は所得の五分と規定し、使用面積は入居者の構成人員によるものであつて、何ら家賃に制約をされないものであるとう点であります。また一方、政府案分譲住宅の部分も高額分譲でありますと、同じく委員会で審議中のわが党提案の日本分譲住宅公社法案と比較してみますると、主として耐火主体構造を廉価に計画的に大量生産し、それを受ける者の所得に応じ、内部造作を成していくという方法であります。これは過般の委員会におきまする参考

(号)外報官

人の意見によりまして、これこそ国民大衆の強く願望しつつあった政策であると發言いたされましたことは、同僚委員の諸君もすでに御承知のところでございます。

第三点といたしましては、この法律が建設大臣の独裁による非常に反動的な公団運営になるおそれがあるといふ点であります。多くの公共企業体の役員等は、国民の代表である国会の承認を求めているのであるにもかかわらず、本公団は、総裁並びに監事は、建設大臣が任命し、副総裁以下の役員は、総裁が建設大臣の認可を得て任命すると規定しております。ことにこの公団の重要な事項を議決する管理委員会の委員をも建設大臣が独自の意思で任命することとなつております。建設大臣が建設大臣の承認によらなければならぬばかりでなく、給与、退職手当等の支給の基準まで、すべて建設大臣の独裁専行で運用されると規定しております。全く民主的な制度、考究方に逆行するものであると言わなければなりません。ことに新たな市街地を造成するところたつておりますが、住宅金融公庫法は昭和二十五年、公営住宅法は二十六年、産業労務者住宅建設法

は二十八年に発足し、ともに宅地取得には懸命の努力をいたしておりながら、非常に困難に進んでいる現実な公団運営は、政府もよく承知しておられることがあります。土地区画整理をあわせ行う場合、戦後十カ年を経た今日、なお遅々として進まない戦災都市の復興の現状を見ても、土地区画整理法の施行とあわせ行う土地造成の計画は、手を止めるセンスであるといわなければならぬのであります。

最後に、私が国民に申し上げたいと思ひますのは、わが党的田中一、近藤信一両君提案による国営住宅法案と、日本分譲住宅法案についてであります。これは、ともに低額所得者を含んだ一定の生活をするために切実に住宅を必要としている労働者大衆への住まいを供給であり、また賃貸住宅においては、日本が負担して建設し、管理は都道府県知事にゆだね、あらかじめ公募した者の中から、住宅に困窮する者で政令で定める一定の月収額以下である者を登録して、その中から住宅の困窮度、同居者の員数、通勤通学の利便等を考慮して入居者を選定し、収の合計額の百分の五とする等の措置をとっていることであります。分譲住

宅は、元利月二千円程度の割賦金で鉄筋コンクリート十二坪程度の部屋が二十年間に取得される等の内容を含んでおり、日本住宅公団法案と比較いたしましたとき、低所得、低賃金の労働者

た。討論は終局したものと認めます。これより本案の採決をいたします。

一、日程第四 農林省設置法の一部を改正する法律案

二、日程第五 厚生省設置法の一部を改正する法律案

三、日程第六 法務省設置法の一部を改正する法律案

四、日程第七 地方公営企業法の一部を改正する法律案

五、日程第八 日本住宅公団法案

六、日程第九 住宅融資保険法案

七、日程第十 賃貸住宅法

八、日程第十一 賃貸住宅法

九、日程第十二 賃貸住宅法

十、日程第十三 賃貸住宅法

十一、日程第十四 賃貸住宅法

十二、日程第十五 賃貸住宅法

十三、日程第十六 賃貸住宅法

十四、日程第十七 賃貸住宅法

十五、日程第十八 賃貸住宅法

十六、日程第十九 賃貸住宅法

十七、日程第二十 賃貸住宅法

十八、日程第二十一 賃貸住宅法

十九、日程第二十二 賃貸住宅法

二十、日程第二十三 賃貸住宅法

二十一、日程第二十四 賃貸住宅法

二十二、日程第二十五 賃貸住宅法

二十三、日程第二十六 賃貸住宅法

二十四、日程第二十七 賃貸住宅法

二十五、日程第二十八 賃貸住宅法

二十六、日程第二十九 賃貸住宅法

二十七、日程第三十 賃貸住宅法

二十八、日程第三十一 賃貸住宅法

二十九、日程第三十二 賃貸住宅法

三十、日程第三十三 賃貸住宅法

三十一、日程第三十四 賃貸住宅法

三十二、日程第三十五 賃貸住宅法

三十三、日程第三十六 賃貸住宅法

三十四、日程第三十七 賃貸住宅法

三十五、日程第三十八 賃貸住宅法

三十六、日程第三十九 賃貸住宅法

三十七、日程第四十 賃貸住宅法

三十八、日程第四十一 賃貸住宅法

三十九、日程第四十二 賃貸住宅法

四十、日程第四十三 賃貸住宅法

四十一、日程第四十四 賃貸住宅法

四十二、日程第四十五 賃貸住宅法

四十三、日程第四十六 賃貸住宅法

四十四、日程第四十七 賃貸住宅法

四十五、日程第四十八 賃貸住宅法

四十六、日程第四十九 賃貸住宅法

四十七、日程第五十 賃貸住宅法

四十八、日程第五十一 賃貸住宅法

四十九、日程第五十二 賃貸住宅法

五十、日程第五十三 賃貸住宅法

五十一、日程第五十四 賃貸住宅法

五十二、日程第五十五 賃貸住宅法

五十三、日程第五十六 賃貸住宅法

五十四、日程第五十七 賃貸住宅法

五十五、日程第五十八 賃貸住宅法

五十六、日程第五十九 賃貸住宅法

五十七、日程第六十 賃貸住宅法

五十八、日程第六十一 賃貸住宅法

五十九、日程第六十二 賃貸住宅法

六十、日程第六十三 賃貸住宅法

六十一、日程第六十四 賃貸住宅法

六十二、日程第六十五 賃貸住宅法

六十三、日程第六十六 賃貸住宅法

六十四、日程第六十七 賃貸住宅法

六十五、日程第六十八 賃貸住宅法

六十六、日程第六十九 賃貸住宅法

六十七、日程第七十 賃貸住宅法

六十八、日程第七十一 賃貸住宅法

六十九、日程第七十二 賃貸住宅法

七十、日程第七十三 賃貸住宅法

七十一、日程第七十四 賃貸住宅法

七十二、日程第七十五 賃貸住宅法

七十三、日程第七十六 賃貸住宅法

七十四、日程第七十七 賃貸住宅法

七十五、日程第七十八 賃貸住宅法

七十六、日程第七十九 賃貸住宅法

七十七、日程第八十 賃貸住宅法

七十八、日程第八十一 賃貸住宅法

七十九、日程第八十二 賃貸住宅法

八十、日程第八十三 賃貸住宅法

八十一、日程第八十四 賃貸住宅法

八十二、日程第八十五 賃貸住宅法

八十三、日程第八十六 賃貸住宅法

八十四、日程第八十七 賃貸住宅法

八十五、日程第八十八 賃貸住宅法

八十六、日程第八十九 賃貸住宅法

八十七、日程第九十 賃貸住宅法

八十八、日程第九十一 賃貸住宅法

八十九、日程第九十二 賃貸住宅法

九〇、日程第九十三 賃貸住宅法

九一、日程第九十四 賃貸住宅法

九二、日程第九十五 賃貸住宅法

九三、日程第九十六 賃貸住宅法

九四、日程第九十七 賃貸住宅法

九五、日程第九十八 賃貸住宅法

九六、日程第九十九 賃貸住宅法

九七、日程第一百 賃貸住宅法

九八、日程第一百一 賃貸住宅法

九九、日程第一百二 賃貸住宅法

一〇〇、日程第一百三 賃貸住宅法

一〇一、日程第一百四 賃貸住宅法

一〇二、日程第一百五 賃貸住宅法

一〇三、日程第一百六 賃貸住宅法

一〇四、日程第一百七 賃貸住宅法

一〇五、日程第一百八 賃貸住宅法

一〇六、日程第一百九 賃貸住宅法

一〇七、日程第一百一〇 賃貸住宅法

一〇八、日程第一百一一 賃貸住宅法

一〇九、日程第一百一二 賃貸住宅法

一〇一〇、日程第一百一三 賃貸住宅法

一〇一一、日程第一百一四 賃貸住宅法

一〇一二、日程第一百一五 賃貸住宅法

一〇一二、日程第一百一六 賃貸住宅法

一〇一三、日程第一百一七 賃貸住宅法

一〇一四、日程第一百一八 賃貸住宅法

一〇一五、日程第一百一九 賃貸住宅法

一〇一六、日程第一百二十 賃貸住宅法

一〇一七、日程第一百二十一 賃貸住宅法

一〇一八、日程第一百二十二 賃貸住宅法

一〇一九、日程第一百二十三 賃貸住宅法

一〇二〇、日程第一百二十四 賃貸住宅法

一〇二一、日程第一百二十五 賃貸住宅法

一〇二二、日程第一百二十六 賃貸住宅法

一〇二三、日程第一百二十七 賃貸住宅法

一〇二四、日程第一百二十八 賃貸住宅法

一〇二五、日程第一百二十九 賃貸住宅法

一〇二六、日程第一百三十 賃貸住宅法

一〇二七、日程第一百三十一 賃貸住宅法

一〇二八、日程第一百三十二 賃貸住宅法

一〇二九、日程第一百三十三 賃貸住宅法

一〇三〇、日程第一百三十四 賃貸住宅法

一〇三一、日程第一百三十五 賃貸住宅法

一〇三二、日程第一百三十六 賃貸住宅法

一〇三三、日程第一百三十七 賃貸住宅法

一〇三四、日程第一百三十八 賃貸住宅法

一〇三五、日程第一百三十九 賃貸住宅法

一〇三六、日程第一百四十 賃貸住宅法

一〇三七、日程第一百四十一 賃貸住宅法

一〇三八、日程第一百四十二 賃貸住宅法

一〇三九、日程第一百四十三 賃貸住宅法

一〇四〇、日程第一百四十四 賃貸住宅法

一〇四一、日程第一百四十五 賃貸住宅法

一〇四二、日程第一百四十六 賃貸住宅法

一〇四三、日程第一百四十七 賃貸住宅法

一〇四四、日程第一百四十八 賃貸住宅法

一〇四五、日程第一百四十九 賃貸住宅法

一〇四五、日程第一百五十 賃貸住宅法

一〇四六、日程第一百五十一 賃貸住宅法

一〇四七、日程第一百五十二 賃貸住宅法

一〇四八、日程第一百五十三 賃貸住宅法

一〇四九、日程第一百五十四 賃貸住宅法

一〇五〇、日程第一百五十五 賃貸住宅法

一〇五一、日程第一百五十六 賃貸住宅法

一〇五二、日程第一百五十七 賃貸住宅法

一〇五三、日程第一百五十八 賃貸住宅法

一〇五四、日程第一百五十九 賃貸住宅法

一〇五五、日程第一百六十 賃貸住宅法

一〇五六、日程第一百七十一 賃貸住宅法

一〇五七、日程第一百七十二 賃貸住宅法

一〇五八、日程第一百七十三 賃貸住宅法

一〇五九、日程第一百七十四 賃貸住宅法

一〇六〇、日程第一百七十五 賃貸住宅法

一〇六一、日程第一百七十六 賃貸住宅法

一〇六二、日程第一百七十七 賃貸住宅法

一〇六三、日程第一百七十八 賃貸住宅法

一〇六四、日程第一百七十九 賃貸住宅法

一〇六五、日程第一百八十 賃貸住宅法

一〇六六、日程第一百八十一 賃貸住宅法

一〇六七、日程第一百八十二 賃貸住宅法

一〇六八、日程第一百八十三 賃貸住宅法

一〇六九、日程第一百八十四 賃貸住宅法

一〇七〇、日程第一百八十五 賃貸住宅法

一〇七一、日程第一百八十六 賃貸住宅法

一〇七二、日程第一百八十七 賃貸住宅法

一〇七三、日程第一百八十八 賃貸住宅法

一〇七四、日程第一百八十九 賃貸住宅法

一〇七五、日程第一百九〇 賃貸住宅法

一〇七六、日程第一百九一 賃貸住宅法

一〇七七、日程第一百九二 賃貸住宅法

一〇七八、日程第一百九三 賃貸住宅法

一〇七九、日程第一百九四 賃貸住宅法

一〇八〇、日程第一百九五 賃貸住宅法

一〇八一、日程第一百九六 賃貸住宅法

一〇八二、日程第一百九七 賃貸住宅法

一〇八三、日程第一百九八 賃貸住宅法

一〇八四、日程第一百九九 賃貸住宅法

一〇八五、日程第二〇〇 賃貸住宅法

一〇八六、日程第二〇一 賃貸住宅法

一〇八七、日程第二〇二 賃貸住宅法

一〇八八、日程第二〇三 賃貸住宅法

一〇八九、日程第二〇四 賃貸住宅法

一〇九〇、日程第二〇五 賃貸住宅法

一〇九一、日程第二〇六 賃貸住宅法

一〇九二、日程第二〇七 賃貸住宅法

一〇九三、日程第二〇八 賃貸住宅法

一〇九四、日程第二〇九 賃貸住宅法

一〇九五、日程第二一〇 賃貸住宅法

一〇九六、日程第二一〇一 賃貸住宅法

一〇九七、日程第二一〇二 賃貸住宅法

一〇九八、日程第二一〇三 賃貸住宅法

一〇九九、日程第二一〇四 賃貸住宅法

一〇一〇〇、日程第二一〇五 賃貸住宅法

一〇一〇一、日程第二一〇六 賃貸住宅法

一〇一〇二、日程第二一〇七 賃貸住宅法

一〇一〇三、日程第二一〇八

官報(号外)

河野 謙三君	小林 武治君	白波瀬米吉君	西川甚五郎君	赤松 常子君	武藤 常介君
小林 政夫君	後藤 文夫君	中川 以良君	吉野 信次君	八木 秀次君	加藤シヅエ君
岸 良一君	北勝太郎君	秋山俊一郎君	湯山 勇君	中川 幸平君	須藤 五郎君
関根 久藏君	石川 栄一君	泉山 三六君	黒川 武雄君	坂木 錦三君	三浦 誠男君
高野 一夫君	高柳 青柳君	井上 知治君	池田宇右衛門君	小柳 牧鶴君	石川 清一君
酒井 治三郎君	桂君	川口爲之助君	木下 源吾君	苦米地義三君	長谷部ひろ君
右井 利雄君	佐藤清一郎君	岩沢 忠恭君	木下 源吾君	村尾 重雄君	石坂 豊一君
長島 長彦君	宮本 邦彦君	内村 浩次君	阿具根 登君	一松 定吉君	上條 愛一君
木村 守江君	安井 謙君	片岡 文重君	龜田 得治君	國務大臣	國務大臣
大谷 重文君	横川 信夫君	小松 正雄君	水井純一郎君	赤松 常子君	武藤 常介君
大矢半次郎君	植竹 春彦君	森下 政一君	成瀬 鮎治君	内閣官房副長官	内閣官房副長官
松岡 平市君	劍木 亨弘君	佐多 忠蔵君	竹中 謙男君	建設大臣	建設大臣
大谷 豊潤君	左藤 義詮君	久保 等君	田畠 金光君	法務政務次官	法務政務次官
山本 米治君	一松 政二君	高田なほ子君	安部キミ子君	厚生政務次官	厚生政務次官
中山 菊彦君	西郷吉之助君	森下 政一君	栗山 良夫君	農林政務次官	郵政政務次官
木村篤太郎君	左藤 義詮君	矢崎 三義君	山田 進君	高瀬 傳君	早稲田柳右三郎君
草葉 隆圓君	寺尾 豊君	田中 一君	戸叶 武君	永田 亮一君	吉川 久衛君
井上 清一君	小林 英三君	藤原 道子君	吉田 法晴君	小笠原三三郎君	高瀬 傳君
大野木秀次郎君	島津 忠彦君	山田 節男君	天田 勝正君	小泉 純也君	郵政政務次官
藤野 繁雄君	雨森 常夫君	松本治一郎君	三橋八次郎君	紅露 みづ君	農林政務次官
橋山 フク君	青木 一男君	羽生 三七君	荒木正三郎君	吉川 久衛君	高瀬 傳君
入交 太蔵君	平林 駒君	一三木 治朗君	曾祢 益君	吉川 久衛君	郵政政務次官
上原 正吉君	永岡 光治君	遠藤 潤作君	元	吉川 久衛君	高瀬 傳君
伊能繁次郎君	田中 啓一君	有馬 英二君	元	吉川 久衛君	郵政政務次官
三輪 貞治君	平井 太郎君	遠藤 潤作君	元	吉川 久衛君	高瀬 傳君
白川 一雄君	松浦 清一君	元	元	吉川 久衛君	郵政政務次官

参議院会議録第二十九号正誤

貞段行誤
元二六修正議決し修正すべきものと議決した。

参議院会議録第三十号正誤

貞段行誤
元二六修正議決し修正すべきものと議決した。

貞段行誤
元二六修正議決し修正すべきものと議決した。

貞段行誤
元二六修正議決し修正すべきものと議決した。

貞段行誤
元二六修正議決し修正すべきものと議決した。

貞段行誤
元二六修正議決し修正すべきものと議決した。

貞段行誤
元二六修正議決し修正すべきものと議決した。

貞段行誤
元二六修正議決し修正すべきものと議決した。